

# 新潟市住みよい郷土推進協議会東区支部会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この支部は、新潟市住みよい郷土推進協議会東区支部という。

2 この支部は、新潟市住みよい郷土推進協議会を本部とし、東区支部となる。

### (目 的)

第2条 この支部は、本部と連携を図りながら、会員の自主的な公衆衛生実践活動を通し、地域の生活環境の改善及び住民の健康の保持増進を図り、もって住みよい東区の創造に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 この支部は、前条の目的を推進するため、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生・環境保全に関する知識の普及並びに情報の収集、提供
- (2) 清掃・美化、ねずみ・衛生害虫駆除等の環境衛生及び生活習慣病対策等の保健衛生に関する実践活動
- (3) 講習会及び研修会の開催
- (4) 支部機関誌その他印刷物等の作成及び配布
- (5) 東区支部の優良組織及び功労者の推薦
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的達成に必要な事業

### (事務局)

第4条 この支部の事務局を東区区民生活課に置く。

## 第2章 会員及び会費

### (会 員)

第5条 この支部の会員は、新潟市住みよい郷土推進協議会本部会則第5条に基づく普通会員とする。

2 会員は、東区内の自治会・町内会等の住民組織とし、支部会員として、本部会員を兼ねる。

### (会 費)

第6条 会費は年額とし、1世帯当たり20円を支部組織に納入する。

### (入会及び退会の手続き)

第7条 会員になろうとする者は、別記様式1の入会申込書を支部長に提出するものとする。

2 会員が退会しようとする場合は、別記様式2の退会届を支部長に提出しなければならない。

## 第3章 役員及び職員

### (支部役員の種類)

第8条 この支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 運営委員 12名(支部長、副支部長及び支部監事を含む。)
- (4) 支部監事 2名

#### (支部役員の選出)

第 9 条 支部長、副支部長及び支部監事は、運営委員会の推薦を受けた者のうちから支部総会において選出する。

2 運営委員は、東区内のコミュニティ協議会から選出する。

#### (支部役員の職務)

第 10 条 支部長は、会務を統括する。

2 支部長は、緊急を要する業務等について専決することができる。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

4 運営委員は、運営委員会を構成し、会務を執行する。

5 支部監事は、この会の事業及び経理を監査する。

#### (支部役員の任期)

第 11 条 支部役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期満了後も後任者が就任するまでの間は、役員としてその職務を行うものとする。

2 支部役員の退任等により新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、運営委員会の承認を得るものとする。

#### (本部役員及び代議員の選出)

第 12 条 本部役員及び代議員の選出は、次のとおりとする。

(1) 本部役員は、1 名とし、支部長等から選出し、運営委員会で決定する。

(2) 代議員は、2 名とし、支部長及び副支部長等から選出し、運営委員会で決定する。

## 第 4 章 会 議

#### (会議の種類)

第 13 条 この会の会議は、支部総会、運営委員会及び役員会とし、支部長が招集する。

#### (支部総会)

第 14 条 支部総会は、この会の最高議決機関であり、支部会員をもって構成する。

2 支部総会は、定期総会及び臨時総会とし、支部定期総会は年 1 回、支部臨時総会は必要に応じて開催する。

3 支部総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 支部会則の改正及び規程に関すること
- (4) 支部役員の選出に関すること
- (5) 会費に関すること
- (6) その他必要な事項に関すること

#### (運営委員会)

第 15 条 運営委員会は、支部長、副支部長、運営委員及び支部監事をもって構成する。

2 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 支部総会に付議する事項に関すること
- (2) 支部総会の議決に基づく会務の執行に関すること
- (3) 支部長専決事項に関すること
- (4) その他会の運営に関すること

#### (役員会)

第16条 役員会は、支部長、副支部長をもって構成し、次の事項を議決する。ただし、必要に応じ支部部会長の出席を求めることができる。

- (1) 会議に付議する議案の原案作成に関すること
- (2) 会の運営に関する軽易な事項に関すること
- (3) 運営委員会を招集する時間がない緊急事項に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

2 役員会で議決した事項については、次期運営委員会に報告し、承認を得なければならない。

#### (会議の招集)

第17条 会議は、支部長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上が必要と認められた場合に、支部長が招集する。

#### (議長)

第18条 支部総会の議長は、運営委員会の推薦によるものとする。

2 運営委員会及び役員会の議長は、支部長がこれに当たる。

#### (会議の定足数)

第19条 会議は、定数の過半数をもって成立する。

#### (会議の議決)

第20条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (代理人における表決・議決)

第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席することができない者は、あらかじめ会長あてに委任状を提出するか、又は他の構成員を代理人として表決に加わらせることができる。この場合における前2条の規定の適用については、その者が出席したものとみなす。

## 第5章 財 務

#### (経費)

第22条 この会の経費は、次の財産をもって当てる。

- (1) 会費
- (2) 支部交付金
- (3) 雑収入

#### (事業計画及び予算)

第23条 この会の事業計画及び予算は、役員会、運営委員会に諮り、支部総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予算が成立するまでの間については、前年度予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第24条 この会の事業報告及び決算は、年度終了後速やかに支部監事の監査を経て、支部総会の承認を得なければならない。

#### (会計年度)

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 部 会

### (支部部会の設置)

第26条 この会に専門的な事項を調査研究するため、支部部会を置くことができる。

2 支部部会に関する事項は別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず平成19年度に限り、この支部の事務局を保健所健康衛生課に置く。

#### 附 則

(施行期日)

この会則は、平成21年5月11日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この会則は、平成22年5月25日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年5月23日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この会則は、令和6年5月14日から施行する。

(別記様式1)

# 新潟市住みよい郷土推進協議会 入会申込書

新潟市住みよい郷土推進協議会東区支部

支部長 様

当組織は、新潟市住みよい郷土推進協議会の趣旨に賛同し、

令和 年度から入会を申し込みます。

令和 年 月 日

組織名

代表者名 印

事務局記入欄

受付番号

(別記様式2)

# 新潟市住みよい郷土推進協議会 退 会 届

新潟市住みよい郷土推進協議会東区支部

支部長 様

新潟市住みよい郷土推進協議会を退会いたします。

令和 年 月 日

組織名

代表者名 印

事務局記入欄

受付番号